

令和7年度 第3回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和8年1月21日（水）18:30～19:05
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（10名）	齋藤 嘉孝、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、伊藤 公一、小澤 武史、越田 益夫、白崎 美由紀、渡辺 茂樹、鈴木 篤
欠席委員（1名）	佐藤 誠一
事務局（8名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、国保年金課長、国保賦課係長、国保年金課主査2名
	<p>1 開 会</p> <p>2 報 告 事 項</p> <p>（1）令和8年度国民健康保険事業費納付金確定額について</p> <p>（2）令和8年度江別市国民健康保険特別会計予算（案）について</p> <p>（3）令和8年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について</p> <p>3 協 議 事 項</p> <p>（1）江別市国民健康保険税の課税限度額について</p> <p>（2）江別市国民健康保険税の税額について</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>

齋藤会長	<p>ただいまから、令和7年度第3回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>今回は、市長へ答申する内容を協議する大切な会議となっておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、傍聴者1名の入室を許可いたします。</p>
齋藤会長	<p>では、2 報告事項（1）「令和8年度国民健康保険事業費納付金確定額について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
賦課係長	<p>それでは、報告事項（1）「令和8年度国民健康保険事業費納付金確定額」についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>前回の国保運営協議会で、事業費納付金の概算額についてお示しいたしましたが、この度、北海道から納付金確定額が通知されましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>「1 令和8年度事業費納付金確定額」にお示ししておりますとおり、金額は28億6,630万8千円となり、概算額から若干の増額となっております。</p> <p>概算額からの変動要因を右に示しております。</p> <p>北海道全体の納付金の内容になりますが、概算額からの歳出の変動として、</p>

	<p>令和8年度診療報酬改定による保険給付費の増額が約53億円ありました。</p> <p>それに伴い、歳入の変動として、国、道の支出金の増額が約15億円あったことと、納付金の増額を抑えるため、基金の繰り入れ等が約38億円あり、合計が約53億円となったことから、結果として大きな変動はございませんでした。</p> <p>次に、下段の「2 保険税収納必要額と収納見込み額との比較」ですが、北海道から示された江別市の事業費納付金確定額は、①に記載のとおり、28億6,630万8千円で、②の個別歳入、歳出を足し引きした③保険税収納必要額は、22億4,731万6千円となります。</p> <p>一方、右側の⑥収納見込額は、下の※で記載のとおり、医療分、後期高齢分、介護分は現行税額で子ども分は統一保険料率で推計したところ、23億8,489万8千円となり、③保険税収納必要額との差は下の⑦収納超過見込額で1億3,758万2千円となるものです。</p> <p>以上のとおり、現行の保険税額では、税収が過大になるため、令和8年度に国保税の見直しが必要であることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、報告事項(1)「令和8年度国民健康保険事業費納付金確定額について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
齋藤会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(2)「令和8年度江別市国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>では、私から報告事項(2)「令和8年度江別市国民健康保険特別会計予算(案)」について、ご報告いたします。</p> <p>資料の2ページをお開き願います。</p> <p>令和7年度決算見込額及び令和8年度予算の編成方針につきましては、12月16日に開催した運営協議会において報告したところですが、1月15日に北海道から納付金確定額が示され、前回協議いただきました、国民健康保険税額の改定案をもとに保険税額を算出し、令和8年度予算案を積算しております。</p> <p>なお、今回お示した予算案につきましては、本日、運営協議会の協議を経て、理事者査定の後、議会に提出する予算案となりますので、今後も変動する場合がありますことをお含みおきください。</p> <p>では、まず歳入からご説明いたします。</p> <p>令和8年度予算額案、Cの列をご覧ください。</p> <p>行番号1 番、国民健康保険税は保険税額の改定により、17億5,767万7千円と</p>

	<p>見込んでおります。</p> <p>詳細につきましては、協議事項（２）「江別市国民健康保険税の税額について」で、ご説明させていただきます。</p> <p>次に行番号５番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基に算出した結果、８８億１，５１３万円となっております。</p> <p>この他、過去の実績等から一般会計繰入金やその他収入などを積算しております。</p> <p>行番号７番、基金繰入金は、基金残高を活用するため、４，１００万円を計上しております。</p> <p>こちらにつきましても、協議事項（２）「江別市国民健康保険税の税額について」でご説明いたします。</p> <p>次に、歳出についてご説明いたします。</p> <p>行番号１２番、保険給付費については、令和８年度の診療報酬改定も加味し、８６億６，２６８万１千円と見込んでおります。</p> <p>なお、保険給付費の財源については、北海道から全額保険給付費交付金として交付されますので、見込額以上に保険給付費の支払いが生じたとしても、歳入額不足とはならないようになっております。</p> <p>次に行番号１３番、国民健康保険事業納付金については、先ほどご説明したとおり、確定金額の２８億６，６３０万８千円を計上しております。</p> <p>行番号１６番、基金積立金は、基金の運用利子を積み立てております。</p> <p>この結果、予算総額は１１７億６，４０８万６千円となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項（２）「令和８年度江別市国民健康保険特別会計予算（案）について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
齋藤会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項（３）「令和８年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
賦課係長	<p>それでは、報告事項（３）「令和８年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について」ご報告いたします。</p> <p>資料は、３ページですが、「２ 国からの通知等」について修正がありましたので、本日、差替えとして机上配付したものをご覧ください。</p> <p>このことにつきましては、前回の国保運営協議会で皆様にご協議をいただき、子ども・子育て支援金分の課税限度額の設定と、医療分、後期高齢分、介護分において、国の法定課税限度額の内容を江別市では１年遅れて改定していることについて、当年度に改定することを承認いただきました。</p> <p>今回は、課税限度額の具体的な金額について、国から通知等ございましたの</p>

	<p>で、そちらを報告させていただきます。</p> <p>まず、「1 令和8年度税制改正大綱」ですが、令和7年12月26日付けで、閣議決定された内容を抜粋して記載しております。</p> <p>この中で、医療分である基礎課税額に係る限度額を現行の66万円から67万円に引き上げること、また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る限度額は、国の令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずることと示されております。</p> <p>次に、「2 国からの通知等」ということで、令和7年12月26日付けの厚生労働省からの通知、「都道府県及び市町村における令和8年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について」の内容を抜粋して記載しております。</p> <p>こちらの中で、課税限度額について、基礎課税分を66万円から67万円に1万円引き上げること、また、後期高齢分が現行の26万円、介護分が17万円からそれぞれ変動なく据え置かれることが示されていることに加えまして、子ども・子育て分の課税限度額を3万円とすることが示されました。</p> <p>次に、「3 政令における国民健康保険税、課税限度額の推移」についてですが、予定も含めて、政令で定められる課税限度額について、その推移を表にしております。</p> <p>最下段、令和8年度では、先ほどの内容により、医療分が67万円、後期高齢分が令和7年度の規定から据え置かれて26万円、介護分はかねてより17万円に据え置かれております。</p> <p>この度、子ども分が新たに3万円と設定されるため、合計で113万円が政令で定められている課税限度額となります。</p> <p>報告は、以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、報告事項（3）「令和8年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
齋藤会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、3 協議事項（1）「江別市国民健康保険税の課税限度額について」を議題といたします。</p>
齋藤会長	<p>前回の会議で、令和8年度の国民健康保険税の課税限度額について、江別市長から諮問があり、限度額は、令和8年度税制改正大綱等に基づいた額とすることについて、承認いたしました。</p> <p>先ほど報告のあった課税限度額に基づいた答申案を机上に配付しております。</p> <p>大切な点として、1点目に令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始され、子ども・子育て支援納付金課税限度額を3万円とすること、2点目に</p>

	<p>令和12年度に全道統一保険料となり、課税限度額も統一する必要があることから、この機会に、改正政令の施行に遅滞なく課税限度額を設定することが望ましいという部分です。</p> <p>こちらを市長への答申書としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
齋藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様のご承諾をいただきましたので、そのように市長へ答申させていただきます。</p> <p>次に、協議事項(2)「江別市国民健康保険税の税額について」を議題いたします。</p>
齋藤会長	<p>こちらも前回の会議で諮問のあったものですが、事務局から提案のありました国民健康保険税の税額について、基金を活用した税額改定の方角とすることと承認しましたが、納付金の確定額を踏まえて、あらためて事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
賦課係長	<p>協議事項(2)「国民健康保険税の税額について」ご説明申し上げます。</p> <p>まず、前回の協議会で、納付金概算額を踏まえた上での税額改定のパターンをお示しし、皆様にご協議いただきましたところ、基金を税額の低減のために活用し税額を改定することについて承認をいただきました。</p> <p>今回は、先ほどの報告事項でも触れましたが、北海道から示された納付金確定額をもとに、基金を活用し、改定税額を再検討いたしましたので、その内容を改めて皆様にお諮りいたします。</p> <p>資料6ページをご覧ください。</p> <p>納付金確定額に基づく税額改定試算ですが、上段の枠内のおり、改定内容は前回と同様に、医療分、後期高齢分、介護分を基金4,100万円を活用しながら調整いたしました。</p> <p>また、子ども分は、北海道が算出した統一保険料率に設定をしております。</p> <p>その下の表中に、前回お示した表の様式を用いて、赤い枠で囲った箇所に調整した令和8年度の税額案を記載しております。</p> <p>その下に、令和7年度の現行税額との差を記載しておりますが、従来の課税区分は、概ね低減させましたが、介護分の平等割は、前回と同様に北海道の標準保険料率との乖離が大きいため、増額をいたしました。</p> <p>子ども分は、概算納付金の時点から100円単位で調整されたこともあり、増額となっております。</p> <p>表の下には納付金確定額とあわせて示された、標準保険料率と、前回お示した概算額時点の税額案を参考で記載しております。</p> <p>さらにその下の表も、前回お示しました様式を用いて、この税額案を用いた試算結果を記載しております。</p> <p>上段a 必要な保険税に対して、この税額で試算したb 税収見込みを差し引きし、中段、g 不足額に4,100万円の不足が生じるように調整し、下段の基</p>

	<p>金繰入額を同額の4,100万円を補填するように設定しております。</p> <p>次に、7ページをお開きください。</p> <p>こちらは、所得及び世帯ごとの保険税比較ということで、先ほどお示した税額案で試算した場合の、世帯の所得に応じた早見表をお示しております。</p> <p>下段の枠内に記載のとおり、全体の前年比が平均約4.5%減額となっておりますが、所得割が課税されていない、所得0から43万円の区分が、子ども子育て分を新設した影響で増額となることは、前回同様変わりありません。</p> <p>また、本日追加で配付しました「モデルケースにおける国保税の新旧比較」では、3つの世帯のケースを例示しております。</p> <p>表の左に、令和7年度の税額、右に今回の税額案を記載しております。</p> <p>また、下段左には、棒グラフで改定前と改定後を表示し、右には医療分、後期高齢分、介護分、子ども分の比較を表示しておりますので、参考としてください。</p> <p>改めまして、税額案について、ご協議をお願いいたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、協議事項(2)「江別市国民健康保険税の税額について」の説明がありましたが、資料についてご質問はございませんか。</p>
越田委員	<p>理解を深めるため、質問いたします。</p> <p>1点目は、資料7ページの所得金額が0から43万円の階層が増額になっていきます。子ども分ということであると思いますが、例えば、1人世帯介護なしの場合は、どのような計算となっているのでしょうか。</p> <p>2点目は、2人世帯介護なしで所得が800万円の場合は、5,800円の増額となっておりますが、こちらの計算も教えていただきたいです。</p>
賦課係長	<p>まず、1点目。この区分の方は、基礎控除が43万円ありますので、所得額が0となります。そのため、所得割は0となり、均等割と平等割で計算します。</p> <p>また、7ページの表の右に記載しておりますとおり、7割軽減されますので、医療分、後期高齢分、子ども分の均等割と所得割に0.3をかけ、それぞれの課税区分ごとに100円単位を切り下げますので、合計が21,000円となります。</p> <p>2点目について、7ページの保険税比較表では、ピンクの網掛けに現行税額、水色の網掛けに改定税額を記載しております。</p> <p>現行税額に比べて改定税額の課税限度額を増額させておりますので、その関係で5,800円の増額となっております。</p>
越田委員	<p>もう1点教えていただきたいことがあります。</p> <p>資料2ページの予算案の中で、行番号13番国民健康保険事業費納付金が28億6,600万円となっておりますが、6ページの必要な保険税は22億4,700万円となっております。</p> <p>予算案の現年課税分が17億800万円ということですから、この差が5億</p>

	4千万円ぐらいありますが、これは軽減相当額という理解でよろしいですか。
国保年金課主査	先ほど、越田委員がおっしゃったとおり軽減相当額の一部が国や道から一般会計に交付され、報告事項（２）の資料でいうと行番号６番の一般会計繰入金から、一般会計負担分と合わせて歳入として入ることになります。その部分と保険税を足したものが必要な保険税となっております。
齋藤会長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	（意見なし）
齋藤会長	それでは、答申の内容をまとめたいと思います。 江別市国民健康保険税の税額について、令和８年度の税額は事務局から提案のあった税額とし、施行日は令和８年４月１日からでよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
齋藤会長	ありがとうございます。 それでは、答申書の作成は、私と会長職務代理者である清水委員に一任いただき、後日、私から市長へお渡しすることにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
齋藤会長	それでは、委員の皆様のご承諾をいただきましたので、そのように市長へ答申させていただきます。 以上で、協議事項を終了いたします。
齋藤会長	最後に、４ その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（意見なし）
齋藤会長	ないようでしたら、事務局から何かありますか。
国保年金課長	今回の諮問に対する答申をいただいたのち、２月上旬を目途に答申書の写し及び予算案の概要を郵送にてご報告したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
齋藤会長	ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。 これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 閉 会